

高齢者タクシー料金助成券を送付します

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

高齢者の移動を支援するため、コミュニティバスの運行が実現するまでの公共交通施策として、令和3年1月1日から播磨町高齢者タクシー料金助成事業を実施しています。

- 令和3年度以前に助成券の交付を受けた人は、申請不要。4月に助成券を郵送します。
- 新たに対象となる人には3月下旬に播磨町高齢者タクシー料金助成券交付申請書を郵送します。

新たに対象となる人は、申請書の提出が必要です

3月22日(火)以降、新たに対象となる人に申請書を郵送します。

▼新たに対象となる人 ①または②に当てはまる人

- ①播磨町に住所があり、昭和21年4月3日から22年4月2日までに生まれた人
- ②令和3年4月2日から4年4月1日までに播磨町へ転入した人で、昭和21年4月2日以前に生まれた人

▼申請方法 郵送した申請書と本人確認書類の写しを、返信用封筒で返送してください

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送で提出をお願いします。

※本人確認書類の写しがないれば、受け付けできません。添付漏れにご注意ください。

本人確認書類とは
有効期限内の次の書類。

Aなら1点、Bなら2点、またはBとCを1点ずつ合わせて2点のいずれかが必要です。

▼助成券の交付時期 3月中旬に申請書を受け付けしたものは、4月中旬に助成券を郵送します。4月以降に申請書を受け付けしたものは、随時郵送します

▼助成金額 上限6千円 (500円券×12枚)

※令和4年4月～5年3月に利用できるタクシー料金助成券です。

▼申請時期と交付枚数 申請した月から3月までの月数分の助成券を交付します。そのため、申請時期が遅くなると交付枚数が少なくなります。ご了承ください

5月申請 500円券×11枚
6月申請 500円券×10枚

※どのような理由であっても、助成券の再発行はしません。取り扱いには十分ご注意ください。

令和3年度以前に対象になった人で、まだ申請していない人
随時受け付けています。福祉グループまでお問い合わせください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

令和3年度以前に助成券の交付を受けた人

一度申請し、助成券の交付を受けた人は、2回目以降の申請は不要です。

※返還届を提出された場合は、以後助成券は交付されません。再度交付を希望する場合、申請書の提出が必要です。

▼助成券の交付時期 4月6日(火)以降、郵送

▼助成金額 令和4年度 6千円 (500円券×12枚)

※令和4年4月～5年3月に利用できるタクシー助成券です。

★有効期限が切れた助成券

有効期限が切れた助成券は使用できません。間違えて使用しないよう、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

助成券の利用方法

「本人確認書類」を提示のうえ、「助成券」をタクシー運転手へ手渡しし、乗車運賃から助成額を差し引いた残りをお支払いください。

▼利用条件 次の①～③の条件があります

- ①乗車地または到着地が播磨町内であること
- ②1回の乗車運賃が500円以上であること
- ③播磨町と契約しているタクシー業者を利用すること

※介護タクシーも対象ですが、利用には条件がありますので、事前に各タクシー会社へご確認ください。

こんな時は何枚使えるの？

- 1回の乗車運賃 500円を超えたら1枚
 - 1,000円を超えたら2枚
 - 1,500円を超えたら3枚
- 以降500円加算されるごとに助成券も1枚ずつ追加して利用できます。助成券を超えた額は、お支払いください。

年金

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格（10年以上の納付または免除）を満たしていない場合や、満額受給できない場合に年金額を増やすために、60歳以降に任意加入することができます。

ただし、申し出のあった月からの加入となります。

▶任意加入できる人

- 次の①～④のすべての条件を満たす人
 - ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
 - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
 - ③20歳以上60歳未満の保険料の納付月数が480月（40年）未満の人
 - ④厚生年金保険、共済組合などに加入していない人
- 年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の人
- 外国に居住する日本国籍を持つ20歳以上65歳未満の人

※1. に該当する人は、60歳の誕生日の前日から加入の手続きができます。

▶納付方法 □座振替

※20歳以上65歳未満の外国に居住する日本国籍を持つ人は、国内協力者が納めることもできます。

▶必要書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②口座番号のわかるものとお届け印

▶問合せ

加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740
保険年金グループ ☎079 (435) 2581

付加保険料を納付しませんか？

付加保険料

定額保険料に月額400円上乗せして納付することで、受給する年金額を増やすことができます。納付できるのは次の人です。

- ・第1号被保険者
- ・任意加入保険者（65歳以上の人を除く）

※ただし、国民年金基金に加入している人、保険料を免除されている人は納付できません。

付加年金額

付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」です。

【計算例】（付加保険料を10年間納付した場合の付加保険料と付加年金額）

- ・付加保険料 48,000円 (400円×120月)
- ・付加年金額 24,000円 (200円×120月)

2年間受給した場合の付加年金額の合計額は、納付した付加保険料の合計額と同額になるため、お得です。なお、老齢基礎年金を繰上げ受給または繰下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

▶付加保険料の手続き

付加保険料の納付申し出の手続きは、「国民年金付加保険料納付申出書」を保険年金グループに提出します

▶注意点

- ・申し込んだ月分からの納付となります
- ・納期限は翌月末日です
- ・納期限を超過した場合でも、2年間は納付できます
- ・納付を辞退するときは、「付加保険料納付辞退申出書」の提出が必要です

▶必要書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑（朱肉を使うもの）

「緑の拠点施設」の

建設延期について

「緑の拠点施設」建設につきましては、建設費3億円を緑化基金として積み立て、建設地も浜幹線沿いの町有地を活用するという計画を進めてまいりましたが、この度その建設を延期させていただくこととなりました。

理由としては、長く続くコロナ禍で予想される、今後の不透明な社会経済情勢や、地域からの要望で進めております「東部コミセン」建設に掛かる予想以上の財政負担などを考慮いたしました結果、「東部コミセン」建設を優先し、「緑の拠点」につきましては、建設地、建設時期も含め、再検討を行い、適切な時期に延期させていただくこととなりました。

「緑の拠点」につきましては、都市化が進むまちにあって、多くの世代に関心を持っていただき、緑に親しみ、学び機会を創出することができればと思っておりますので、先延ばしとなることは大変残念ではございますが、適切な時期がまいります。是非実現したいと思っております。ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（ワークショップ、名称募集にご協力いただいた方々には、別途ご報告をさせていただきます）

播磨町長

清水ひろ子